

別記第2号様式（結果の公表）

『第3次鴨川市基本構想（原案）』に対する意見募集結果をお知らせします。

第3次鴨川市基本構想（原案）について、みなさまからご意見を募集しました結果は以下のとおりでした。これらの意見を参考とさせていただき、第3次鴨川市基本構想（原案）を作成いたしました。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

【策定した政策の名称】

第3次鴨川市基本構想（原案）

【政策等の案を公表した日】

令和7年10月1日

【意見募集期間】

令和7年10月1日（水）から令和7年10月30日（木）まで

【意見の提出状況】

1 意見提出者 2人

2 延べ意見数 3件

3 意見提出方法

オンラインでの提出（LoGo フォーム）2件

窓口への文書の提出 1件

【提出された意見と市の考え方】

■ 「基本方針5 健やかに暮らせる福祉のまち

基本施策 5-1 健康寿命の延伸と生涯現役生活の実現」について

意見の概要	市の考え方
とても重視すべき事と思います。 病気の早期発見が、重要であり、働き盛りの年代からの検診受診を促し、受診率の向上が必要であると思います。その結果、医療費の抑制などにもつながると思います。	いただいたご意見は、本構想を具現化するための具体的な施策を掲載する「鴨川市第5次5か年計画」を策定する上で、参考とさせていただきます。

■ 「2 まちづくりの基本理念

1 「交流」のまちづくり

多くの人々が集う交流に支えられた賑わいあふれるまちづくりを進めます。」について

意見の概要	市の考え方
就業や入学、移住、マンションへの入居など、鴨川へ興味、縁があつて来た方が、永く鴨川へ居住定住していただけるような交流の施策を期待します。	いただいたご意見は、本構想を具現化するための具体的な施策を掲載する「鴨川市第5次5か年計画」を策定する上で、参考とさせていただきます。

■ 基本構想原案全般に対する意見

意見の概要	市の考え方
<p>素晴らしい地域像を描いてくださるように願っています。つきましては、市民・住民を納税者、受益者としてだけではなく、主体的な行動者として位置付けての施策をもっとも重視してほしいと思います。</p> <p>観光の地を標榜するからには、住民・市民が自主的に貢献できる（するべき）ことが沢山あります。街路の美化や整備では街並みをきれいに美しくする必要がありますし、海岸浜辺は更に整備（ゴミ拾い・撤去）する必要があります。</p> <p>これらについて住民、市民の意識を高めるような呼びかけを積極的にしてはどうでしょうか。海岸浜辺の美化ではボランティアの呼びかけを市として行ってもいいのではないかでしょうか。個人が勝手にやっては売名行為と見なされないか心配もあるのです。</p> <p>まちづくりに住民・市民が主体的に関わってこそ地方自治の本来の姿になるのではないかでしょうか。</p>	<p>基本方針3「自然と共生する安心・安全なまち」及び基本方針5「健やかに暮らせる福祉のまち」の本文中に、市民の環境意識の高揚に取り組むことや、すべての市民が尊重され、主体性をもって参加できるまちづくりについても触れているため、原案のとおりとします。</p> <p>なお、いただいたご意見は、本構想を具現化するための具体的な施策を掲載する「鴨川市第5次5か年計画」を策定する上で、参考とさせていただきます。</p>

[実施担当課／問合せ先]

鴨川市役所 企画総務部企画政策課企画係 電話番号 04-7093-7828

[お知らせ]

このたび作成した「第3次鴨川市基本構想（原案）」及び関係資料については、市ホームページのほか、次の場所で閲覧することができます。

鴨川市役所3階 企画総務部企画政策課

鴨川市役所1階 市政情報コーナー